

○豊島区児童育成手当条例施行規則

昭和46年12月1日

規則第29号

改正 昭和49年9月30日規則第24号
(題名改称)

昭和53年7月15日規則第37号

昭和54年5月8日規則第27号

昭和55年5月31日規則第27号

昭和56年6月24日規則第23号

昭和57年3月30日規則第30号

昭和57年6月23日規則第44号

昭和57年10月15日規則第52号

昭和58年6月21日規則第23号

昭和59年5月26日規則第27号

昭和60年5月29日規則第29号

昭和61年6月9日規則第44号

昭和62年5月25日規則第34号

昭和63年5月31日規則第38号

平成元年5月31日規則第49号

平成2年6月21日規則第29号

平成3年6月6日規則第33号

平成4年3月30日規則第24号

平成4年5月29日規則第43号

平成5年5月31日規則第29号

平成6年5月31日規則第24号

平成6年7月27日規則第30号

平成7年6月7日規則第25号

平成8年5月31日規則第52号

平成9年5月30日規則第52号

平成10年5月25日規則第44号

平成11年3月31日規則第30号

平成11年 5月31日規則第54号
平成12年 5月31日規則第90号
平成13年 5月25日規則第57号
平成14年 5月15日規則第48号
平成14年 5月30日規則第50号
平成15年 5月30日規則第46号
平成16年 3月25日規則第31号
平成17年 3月31日規則第60号
平成18年 9月14日規則第68号
平成19年 3月27日規則第49号
平成25年 3月29日規則第52号
平成26年 3月31日規則第31号
平成27年12月25日規則第99号
平成28年 3月28日規則第58号
平成28年12月 5日規則第138号
平成29年11月10日規則第64号
平成30年11月30日規則第82号

豊島区児童手当条例施行規則（昭和44年豊島区規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、豊島区児童育成手当条例（昭和44年豊島区条例第30号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（昭49規則24・昭57規則30・一部改正）

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（平11規則30・追加）

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

第3条 条例第4条第1項第1号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

(1) 父若しくは母の生死が明らかでないか又は父若しくは母が引き続いて1年以上遺棄

している児童

- (2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) その他区長が前各号のいずれかに準ずると認めた児童

（昭49規則24・昭55規則27・平4規則24・平8規則52・一部改正、平11規則30・旧第2条繰下・一部改正、平25規則52・平26規則31・一部改正）

（所得の額）

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは360万4,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは360万4,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族（以下「老人扶養親族等」という。）である場合にあっては当該老人扶養親族等1人につき48万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）である場合にあっては当該特定扶養親族等1人につき63万円）を加算して得た額とする。

（平12規則90・全改、平13規則57・平14規則48・平25規則52・一部改正）

（所得の範囲）

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（昭57規則30・追加、平11規則30・旧第4条繰下・一部改正）

（所得の額の計算方法）

第6条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の

2 第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者（同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者である所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者を含む。） 27万円（その者が同法第314条の2第3項に規定する寡婦（同項中「第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち」とあるのを「第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において」と読み替えた場合において同項に該当する者を含む。）である場合には、35万円）」に改める。

- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった勤労学生1人につき27万円

（昭57規則30・追加、昭60規則29・昭63規則38・平元規則49・平2規則29・平6規則24・平10規則44・一部改正、平11規則30・旧第5条繰下・一部改正、平11規則54・平14規則50・平15規則46・平18規則68・平19規則49・平25規則52・平28規則138・平30規則82・一部改正）

（施設）

第7条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（保護者とともに入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

（平11規則30・追加、平18規則68・平25規則52・平26規則31・平28規則138・一部改正）

（受給資格の認定の申請）

第8条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、別記第1号様式による児童育成手当認定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 受給資格者の扶養する支給要件児童が豊島区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有しないとき 当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。）の父及び母の戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるとき 当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が条例別表に定める程度の障害の状態にあるとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童（父母が事実上の婚姻関係を解消した支給要件児童に限る。）が第3条各号のいずれかに該当するとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあるとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (8) 受給資格者がその年（1月から5月までの月分の手当については、前年とする。）の1月1日において、区内に住所を有しなかったとき 当該受給資格者の前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の次の事項についての当該区市町村長の証明書
 - ア 所得の額
 - イ 条例第4条第2項第1号に規定する扶養親族等の有無及び数
 - ウ 第4条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数
- (9) 受給資格者が、前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (10) 第8号又は前号に掲げる事実があり、受給資格者に控除対象配偶者ではない配偶者がいるとき 別記第1号様式の2による同意書
- (11) 受給資格者が地方税法第314条の2第1項第8号に規定する所得割の納税義務者

であるとき 当該事実を明らかにすることができる書類

(12) 受給資格者が寡婦(夫)のみなし適用の申請を行うとき 別記第1号様式の3による申請書

(昭49規則24・一部改正、昭53規則37・旧第3条繰下・一部改正、昭56規則23・一部改正、昭57規則30・旧第5条繰下・一部改正、昭57規則44・昭57規則52・平4規則24・平6規則24・平6規則30・一部改正、平11規則30・旧第6条繰下・一部改正、平13規則57・平29規則64・平30規則82・一部改正)

(認定及び却下の通知)

第9条 区長は、条例第6条の規定に基づき、受給資格及び手当額の認定をしたときは、別記第2号様式による児童育成手当認定通知書により、当該受給資格者に通知する。

2 区長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、別記第3号様式による児童育成手当認定申請却下通知書により、当該申請をした者に通知する。

(昭49規則24・一部改正、昭53規則37・旧第4条繰下、昭57規則30・旧第6条繰下、平11規則30・旧第7条繰下・一部改正)

(支払期日の特例)

第10条 条例第7条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払期月が経過した後において支払うとき。
- (3) 前各号に規定するもののほか、災害、疾病その他区長が特に必要と認める理由があるとき。

(昭53規則37・旧第5条繰下、昭57規則30・旧第7条繰下・一部改正、平11規則30・旧第8条繰下・一部改正)

(手当額の改定)

第11条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、別記第4号様式による児童育成手当額改定申請書に、新たな支給要件児童に係る次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 新たな支給要件児童が区内に住所を有しないとき 当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるとき

戸籍の抄本

- (3) 第8条第2号、第3号又は第7号に掲げる事実があるとき 当該各号に掲げる書類
- (4) 第8条第5号又は第6号に掲げる事実がある場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき(当該新たな支給要件児童が第3条第4号に規定する児童である場合は、同じであるときを含む。) 当該各号に掲げる書類

2 区長は、手当額の改定の認定をしたときは、別記第5号様式による児童育成手当額改定通知書により、当該申請をした者に通知する。

3 区長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、別記第6号様式による児童育成手当額改定申請却下通知書により当該申請をした者に通知する。

(昭49規則24・一部改正、昭53規則37・旧第6条線下・一部改正、昭57規則30・旧第8条線下・一部改正、平6規則24・一部改正、平11規則30・旧第9条線下・一部改正、平25規則52・一部改正)

(支払の停止)

第12条 区長は、手当の支払を受けている者(以下「受給者」という。)が第14条、第15条又は第16条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

(昭53規則37・旧第7条線下・一部改正、昭57規則30・旧第9条線下・一部改正、平11規則30・旧第10条線下・一部改正)

(手当の返還請求)

第13条 区長は、条例第11条の規定による手当の返還又は第17条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払つた場合における当該手当の返還の請求は、別記第7号様式による児童育成手当過誤払金返還通知書により行うものとする。

(昭49規則24・一部改正、昭53規則37・旧第8条線下・一部改正、昭57規則30・旧第10条線下・一部改正、平11規則30・旧第11条線下・一部改正、平28規則58・一部改正)

(現況の届出)

第14条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、別記第8号様式による児童育

成手当現況届に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の扶養する支給要件児童が区内に住所を有しないとき 当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (4) 受給者が第3条各号のいずれかに該当する児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (5) 第8条第8号から第12号までのいずれかに掲げる事実があるとき 当該各号に掲げる書類
- (6) 第8条第8号又は第9号に掲げる事実があり、受給資格者に控除対象配偶者ではない配偶者がいるとき 別記第1号様式の2による同意書

(昭49規則24・一部改正、昭53規則37・旧第10条繰下・一部改正、昭57規則30・平6規則24・一部改正、平11規則30・旧第12条繰下・一部改正、平16規則31・平29規則64・平30規則82・一部改正)

(受給事由消滅等の届出)

第15条 受給者は、区内に住所を有しなくなったときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに別記第9号様式による児童育成手当受給事由消滅届を区長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに別記第10号様式による児童育成手当額改定届を区長に提出しなければならない。

(昭57規則30・追加、平11規則30・旧第13条繰下・一部改正、平16規則31・一部改正)

(氏名変更等の届出)

第16条 受給者は、氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに別記第11号様式による児童育成手当受給者等氏名変更届に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、区長に提出しなければならない。

2 受給者は、区内において住所を変更したときは、速やかに別記第11号様式による児童育成手当受給者等住所変更届を区長に提出しなければならない。この場合において、同居

しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第8条第2号に掲げる書類を添えなければならない。

- 3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を区長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第8条第2号に掲げる書類を、変更後の住所が区の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しを添えなければならない。

(昭57規則30・追加、平11規則30・旧第14条繰下・一部改正、平16規則31・平25規則52・一部改正)

(受給資格消滅等の通知)

第17条 区長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、別記第12号様式による児童育成手当受給資格消滅通知書により当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合には、この限りでない。

- 2 区長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

(昭57規則30・追加、平11規則30・旧第15条繰下・一部改正、平16規則31・平25規則52・一部改正)

(未支払の手当の請求)

第18条 条例第9条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、別記第13号様式による未支払児童育成手当請求書を区長に提出しなければならない。

(昭57規則30・追加、平11規則30・旧第16条繰下・一部改正、平16規則31・平25規則52・一部改正)

(添付書類の省略)

第19条 区長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(昭57規則30・追加、平11規則30・旧第17条繰下)

(台帳)

第20条 区長は、別記第14号様式による児童育成手当受給者台帳を備え、第9条第1項の規定に基づいて、児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

(昭49規則24・一部改正、昭53規則37・旧第13条繰下・一部改正、昭57規則30・

旧第15条繰下・一部改正、平11規則30・旧第18条繰下・一部改正、平16規則31・平25規則52・一部改正)

附 則

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、豊島区児童手当条例の一部を改正する条例（昭和46年豊島区条例第18号）附則第4項の規定に基づいてなされる手続きに関しては、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年9月30日規則第24号）

- 1 この規則は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則（昭和53年7月15日規則第37号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、昭和53年6月1日から適用する。

附 則（昭和54年5月8日規則第27号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月31日規則第27号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月24日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、昭和56年6月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月30日規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（昭和57年6月23日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和57年6月1日から適用する。

附 則（昭和57年10月15日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年6月21日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、昭和58年6月1日から適用する。

附 則（昭和59年5月26日規則第27号）

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月29日規則第29号）

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月9日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、昭和61年6月1日から適用する。

附 則（昭和62年5月25日規則第34号）

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（昭和63年5月31日規則第38号）

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成元年5月31日規則第49号）

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成2年6月21日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年6月1日から適用する。

附 則（平成3年6月6日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、平成3年6月1日から適用する。

附 則（平成4年3月30日規則第24号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月29日規則第43号）

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成5年5月31日規則第29号）

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年5月31日規則第24号）

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 平成6年5月までの月分の児童育成手当の支給に係るこの規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第5条第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額」

とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）」とする。

- 3 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成6年7月27日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第3条及び第6条の規定は、平成6年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用する。

附 則（平成7年6月7日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、平成7年6月1日から適用する。

附 則（平成8年5月31日規則第52号）

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成9年5月30日規則第52号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年5月25日規則第44号）

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第30号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日規則第54号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年5月31日規則第90号）

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成13年5月25日規則第57号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月15日規則第48号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月30日規則第50号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年5月30日規則第46号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第31号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第60号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月14日規則第68号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成18年10月1日から、第6条第1項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第6条第2項の規定は、平成18年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月27日規則第49号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は平成25年4月1日から施行し、並びに第4条の改正規定は平成24年6月1日から及び第3条の改正規定は平成24年8月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第4条の規定は、平成24年6月以降の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお、従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第3条第2号の規定は、平成26年1月3日から適用する。

附 則（平成27年12月25日規則第99号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月28日規則第58号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月5日規則第138号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区児童育成手当条例施行規則第6条第1項の規定は、平成30年6月以降の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月10日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月30日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第8条関係)

児童育成手当	認定請求書	同日受			NO
		扶	育	親・児・子医	
フリガナ 氏名	健康保険 国保・社保(別添写しのとおり) 被保険者:本人・その他(続柄:)			勤務先名	
個人番号:	勤務先TEL ()			勤務先TEL ()	
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日(歳)	配偶者の有無 無・有			氏名:	
住所 豊島区	住所:			住所:	
自宅TEL () 携帯TEL ()	個人番号:			元配偶者	
公的年金・遺族補償の受給状況 ・受けることができない ・支給停止 ・受けることができる	氏名:			生年月日:(昭和・平成 . .)	
障害の有無	住所:				
本人: 無・有 (愛の手帳 度・身障手帳 級)					
配偶者: 無・有 (愛の手帳 度・身障手帳 級)					
振込先金融機関	銀行	本店	店番号	普通預金	
	信用金庫	支店		口座番号	
	信用組合	出張所			
口座名義 (カタカナ)					

フリガナ 氏名 生年月日	続柄 同居 別居	受給事由 監護又は養育を始めた日	父母の氏名 生年月日	障害の有無	公的年金・遺族補償の 受給状況
平成 年 月 日	同居 別居	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 保護命令 未婚 その他	父: 昭・平 . . 母: 昭・平 . .	有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	・受けることができない ・支給停止 ・受けることができる
個人番号:		別居時住所:			
平成 年 月 日	同居 別居	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 保護命令 未婚 その他	父: 昭・平 . . 母: 昭・平 . .	有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	・受けることができない ・支給停止 ・受けることができる
個人番号:		別居時住所:			
平成 年 月 日	同居 別居	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 保護命令 未婚 その他	父: 昭・平 . . 母: 昭・平 . .	有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	・受けることができない ・支給停止 ・受けることができる
個人番号:		別居時住所:			
平成 年 月 日	同居 別居	離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁 保護命令 未婚 その他	父: 昭・平 . . 母: 昭・平 . .	有・無 身障手帳 級 愛の手帳 度	・受けることができない ・支給停止 ・受けることができる
個人番号:		別居時住所:			

見扶転入・受理証受・離婚・未婚・事実婚解消・扶養有・住所要件・別監・遺棄・死亡・障害(親・子)・養育者・外国人・生保									
必要書類	不備	提出日	必要書類	不備	提出日	必要書類	不備	提出日	
・戸籍謄本(本人)			・公的年金調書			・別居監護申立書			
・戸籍謄本(児童)			・養育費等に関する申告書			・住民票			
・独身証明書			・申立書(名義人・保証人)			・在学証明書			
・出生証明書			・未婚調書			・口座			
・在留資格(本人・児童)			・事実婚解消に関する申立書			・身障手帳、愛の手帳、診断書			
・所得証明書(本人)			・民生委員調査書			・保護命令決定書			
・所得証明書(扶養)			・遺棄、拘禁、養育事実の申立書						
・健康保険証(本人)			・同住所検索						
・健康保険証(児童)			・不現住申立						
						所得年度	申請者	扶養義務者	
						年度	有・未・無	有・未・無	
						年度	有・未・無	有・未・無	

宛番号

あなたの所得について		
年分所得(年度)	申請者	
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	
(うち老人扶養親族の数(請求者については、イ 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 ロ 特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未 満の者に限る。)の数))	(イ 人) (ロ 人)	
所得額	円	
控除	障害者控除	障 特 人 人
	寡婦・寡婦の特別加算、寡夫、勤労学生控除	寡・寡特・勤
	雑損控除	円
	医療費控除	円
	小規模企業共済等掛金控除	円
	配偶者特別控除	円
		円
	社会保険料等相当額	80,000 円
控除後の所得額	円	
所得制限限度額	円	

認定・却下	受付確認年月日	支給開始年月
	年 月 日	年 月
	認定・却下年月日	児童育成手当の額の基礎となる児童数
	年 月 日	人
	認定・却下通知年月日	手当月額
	年 月 日	円

15日特例(該当の場合は○)

<p>関係書類を添えて児童育成手当の受給資格の認定を請求します。 なお、世帯、所得及び障害の程度(必要な方のみ)の状況について、 豊島区長が公簿により確認することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p> <p>豊島区長 あて</p>	<p>印</p> <p>記名・押印に代えて署名することができます。</p> <p>(受付者:)</p>
<p>字は楷書ではっきり記入し、各申請ごとに署名してください。偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた場合には、受給額に相当する金額の返還を命ぜられる場合があります。</p>	

備考

別記第1号様式の2(第8条、第14条関係)

豊島区長

年 月 日

同意書

下記の者は、豊島区の子育て支援課が豊島区児童育成手当条例第6条及び第12条並びに豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条及び第9条に基づく事務手続を処理する場合に限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 3 申請者等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

寡婦(夫)控除のみなし適用申請書

豊島区長 殿

(申請者) 住所 _____
氏名 _____

私は、児童育成手当の支給に係る所得の額の計算において、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けた
ので、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、児童育成手当の支給に係る所得の額の計算の対象となる年(前年(1月～5月までの月分
の児童育成手当については、前々年とします。))の12月31日現在及び申請日現在、次のいずれか
に該当していることを申し立てます。(該当番号を○で囲んで下さい。)

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
る場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
る場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円
以下であるもの

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族と
なっていない場合に限りです。

私は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関して、豊島区が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯
の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用すること
に同意します。

年 月 日 氏名 _____ (印)

【添付書類】

- ・申請者の戸籍全部事項証明書
- ・申請者の属する世帯の全員の住民票の写し
- ・申請者の所得証明書(合計所得金額が分かるもの)
- ・上記の「子」の所得証明書(総所得金額等が分かるもの)

※豊島区の現有公簿等により、確認できる事項については、当該事項に関する書類を省略できる場合があ
ります。

【注意事項】※必ずお読みください。

- ・記入押印に代えて署名することができます。
- ・本申請書は、児童育成手当の支給に係る所得の額の計算にあたって、寡婦(夫)控除のみなし適用する
ためのものであり、児童育成手当の認定請求については、別途手続きが必要です。
- ・寡婦(夫)控除のみなし適用を受けても、児童育成手当の支給に係る所得の額の計算によっては児童育成
手当の支給を受けられない場合があります。
- ・現在、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けている方は、毎年の現況届の提出時に本申請書を提出して下さ
い。

児童育成手当認定通知書			
受給資格者 氏 名			
受給資格者 住 所			
内 訳	対象児童氏名	手当種別	支給手当月額
	(1)		円
	(2)		円
対象児童数	人	支給手当月額	円
支給開始年月	年 月分から	認 定 番 号	第 号
備 考			
<p>年 月 日付けで申請のありました児童育成手当につきましては、 上記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">豊島区長</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</p>			

注意

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 支払は、10月(6月から9月分)、2月(10月から1月分)、6月(2月から5月分)の3回に分けて指定の口座に支払われます。

児童育成手当認定申請却下通知書	
氏 名	
住 所	
却 下 し た 理 由	
<p>年 月 日付けで児童育成手当の認定申請がありました、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>※今回書類不備で認定請求却下となった方は再度書類をそろえて認定請求をすれば再請求月の翌月分から認定できることがあります。なお、児童育成手当の認定は毎年6月から翌年の5月までを1年間として取り扱います。所得制限額超過で認定請求却下となった方は5月中に再度認定請求すれば認定できることがあります。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">豊島区長 印</p>	

別記第4号様式(第11条関係)

同日受	児扶・育成・親・児手・子・乳	増額	受付印
児童育成手当 額改定請求書(育成・障害)			

※太線の枠内をご記入ください。

受給者	フリガナ氏名			扶第	号
	住所	豊島区	連絡先TEL	青第	号
	公的年金・遺族年金の受給状況	・受けることができる：種類() ・支給停止 ・受けることができない			
本人又は配偶者に障害があるとき	手帳番号		種類・等級	愛の手帳	度・身障手帳
	公的年金の種類・等級		公的年金の証書記号番号		
	勤務先名				
児童	フリガナ氏名		生年月日	平成	年 月 日
	個人番号		監護または養育をはじめた日	平成	年 月 日
	申請者との続柄 同居・別居の別	() 同居・別居(住所：)			
	父の氏名 生年月日	昭和・平成	母の氏名 生年月日	昭和・平成	
	障害の有無	無・有(愛の手帳 度・身障手帳 級)			
	該当事由	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ拘禁 ト未婚 チその他()			
	公的年金・遺族補償の受給状況 (父又は母が死亡) (児童が加算対象)	・受けることができる：基礎年金番号() ・支給停止・受けることができない			
	健康保険 種別 被保険者	別添写しのとおり：1国保 2国保組合 3健保組合 4協会 5共済 6その他 受給者本人・その他(氏名：) 続柄： ()			
関係書類を添えて、児童育成手当の額の改定について請求します。 尚、この届出に関して、公簿で確認されることに同意します。					
平成 年 月 日					
氏名 印					
豊島区長 あて 記名、押印に代えて署名することができます。					

事務処理欄	証回収日	児扶証書(/)・親証(/)		送付年月日		平成 年 月 日	
	必要書類	不備	提出日	必要書類	不備	提出日	必要書類
	・戸籍謄本			・在留カード			・民生委員調査書
	・出生証明書			・別居監護申立書			・身障手帳、愛の手帳、診断書
	・健康保険証			・住民票			
	・未婚調書			・在学証明			
	備考						
改定・却下年月日	平成	年 月 日	改定年月	平成	年 月	手当月額	
改定・却下通知年月日	平成	年 月 日	児童数	人		円	

宛名番号 _____

児童育成手当額改定通知書						
受給資格者 氏 名				認定番号	第 号	
受給資格者 住 所						
内 訳	新たに対象となる児童名			手当種別	支給手当月額	
	(1)				円	
改 定 前	対象児童数	人	改 定 後	対象児童数	人	
	支給月額	円		支給月額	円	
改定年月	年 月分から					
備 考						
<p>上記のとおり児童育成手当の額を改定しましたので通知します。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 150px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">豊島区長</p> <p style="text-align: right;">印</p>						

注意

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 支払は、10月(6月から9月分)、2月(10月から1月分)、6月(2月から5月分)の3回に分けて指定の口座に支払われます。

児童育成手当額改定申請却下通知書			
請 求 者 氏 名		認 定 番 号	第 号
請 求 者 住 所			
却 下 し た 理 由			
<p style="text-align: center;">年 月 日付で児童育成手当の額改定申請がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>			
<p>年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">豊島区長 印</p>			

様

豊島区長

児童育成手当過誤払金返還通知書

あなたの児童育成手当については、下記金額が過誤払いとなっておりますので、返還するよう通知します。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で豊島区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

受給者氏名		認定番号	
受給者住所			
過誤払金額			
受給資格消滅年月日			
過誤払金支給年月日			
過誤払期間	年 月 から 年 月 までの手当		
過誤払事由			

※一括での返還が難しい場合は、分割での返納も可能です。下記まで、ご相談ください。

児童育成手当現況届
(平成 年度)

提出年月日	※受付確認年月日
平成 . . .	平成 . . .
配偶者の有無	有・無

住所 〒 -

認定番号	受給者氏名 昭和 年 月 日 生				勤務先	(勤務先電話)				
配偶者及び支給要件児童等	No.	氏名	続柄	生年月日	同居別居	住所	障害の有無	障害認定区分	手帳等級	手当区分
					同・別		有・無			育・障
					同・別		有・無			育・障
					同・別		有・無			育・障
					同・別		有・無			育・障
					同・別		有・無			育・障
					談渡所得	有・無	判定		手当月額	
					扶養親族等及び児童の数 うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	人	控除後の所得額		所得制限限度額	
					特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)	人				
					所得の状況	平成14年分所得額	円	円	円	円
※審査	年分の合計額		控除							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	80,000 円

◎別紙の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。記名押印に代えて、署名することができます。

別記第9号様式(第15条第1項関係)

同日受	児扶・育成・親	保護者変更:	児手・子医	受付印
		氏名変更(親・児童):	児手・子医	
		口座変更:	児手	
児童育成手当 異動(消滅)届				(受付者:)

※ 太線の枠内をご記入ください。

フリガナ		児扶	第	号
氏名		育成	第	号
	連絡先TEL — —	親	第	号
事由	1. 転出 (転出先住所: _____) (転出理由: _____) 2. 母又は父に監護されなくなった(施設入所等) (施設名: _____) 3. 母又は父が婚姻又は事実婚 4. 生活保護を受給した 5. 養育者に養育されなくなった 6. 児童が父または母と生計を同じくした 7. 母又は父が国内に住所がなくなった 8. 児童が国内に住所がなくなった 9. 母又は父が公的年金を受給した 10. 児童が公的年金を受給した 11. 児童が公的年金の額の加算対象になった 12. 児童又は受給者が遺族補償を受給した 13. 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した 14. 児童が20歳に達した(障害の状態にあるもの) 15. 児童が死亡した 16. ひとり親家庭等の事由に該当しなくなった 17. その他(_____)			
事由が発生した日	平成 年 月 日			
上記のとおり、児童育成手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 なお、この届出に関して、公簿で確認されることに同意します。 平成 年 月 日 住所: 豊島区 氏名: _____ 印 豊島区長 あて _____ 記名・押印に代えて署名することができます。				

◎ N03. 婚姻又は事実婚の場合は、下記事項も記入してください。

戸籍上の婚姻年月日	平成 年 月 日
同居年月日	平成 年 月 日 (住記上・申立て)
新住所	連絡先: — —
新氏名	
口座名義の変更	無・有(_____)
養子縁組の予定	無・未定・有(近日中・具体的には未定)

事務処理欄	証回収	児扶証書(/)・親証(/)				送付年月日	平成 年 月 日		
	必要書類	不備	提出日	必要書類	不備	提出日	必要書類	不備	提出日
	・戸籍謄本			・措置決定通知書					
	備考								

宛名番号 _____

別記第10号様式(第15条関係)

同日受	児扶・育成・親・児手・子医	減額	受付印
児童育成手当額改定届			(受付者：)

※太線の枠内をご記入ください。

受給者	フリガナ氏名	-----	扶第号
	住所	豊島区	育第号
	連絡先TEL	— —	親第号

対象でなくなった児童	フリガナ氏名	-----	-----
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	対象児童でなくなった事由	1. 母又は父に監護されなくなった(施設入所等) 2. 生活保護を受給した 3. 養育者に養育されなくなった 4. 児童が国内に住所がなくなった 5. 児童が公的年金を受給した 6. 児童が公的年金の額の加算対象になった 7. 児童が遺族補償を受給した 8. 児童が死亡した 9. その他 ()	1. 母又は父に監護されなくなった(施設入所等) 2. 生活保護を受給した 3. 養育者に養育されなくなった 4. 児童が国内に住所がなくなった 5. 児童が公的年金を受給した 6. 児童が公的年金の額の加算対象になった 7. 児童が遺族補償を受給した 8. 児童が死亡した 9. その他 ()
	事由の発生した日	年 月 日	年 月 日
	配偶者等	氏名	個人番号

上記のとおり、児童育成手当の額の改定について届け出ます。
 なお、この届出に関して、公簿で確認されることに同意します。

年 月 日

氏名 印

豊島区長 あて 記名、押印に代えて署名することができます。

事務処理欄	証回収	児扶証書(/)	親証(/)	送付年月日	年 月 日				
	必要書類	不備	提出日	必要書類	不備	提出日	必要書類	不備	提出日
	・戸籍謄本								
	・措置決定通知書								
	備考								
	改定・却下年月日	年 月 日	改定年月	年 月	手当月額				
改定・却下通知年月日	年 月 日	児童数	人		円				

宛名番号 _____

同日受	児扶・育成・親・児手・子・乳	扶	第	号	受付印
		育	第	号	
	児童育成手当変更届	親	第	号	

※ 記名・押印欄及び変更のあった欄のみご記入ください。

受給者氏名	新	-----		変更日	年 月 日
	旧				
受給者住所	新	豊島区			
	旧	豊島区			
	転居理由	※婚姻、事実婚等の場合は資格が喪失します。			
	転居日	年 月 日			
	支給対象児童以外の同居者	無・有	(氏名:)	続柄: ()	(氏名:)
支払金融機関	金融機関名称	銀行 信用金庫 信用組合	支店 出張所	普通預金 口座番号	支店コード
	口座名義 (カタカナ)				
健康保険	被保険者氏名	本人・その他(氏名 : 続柄)		変更年月日 年 月 日	
	変更になった者				
児童の氏名・住所 その他変更事項	変更前	変更後	変更年月日 年 月 日		
<p>上記のとおり児童育成手当の変更がありましたので、届け出ます。 なお、この届出に関して、公簿で確認されることに同意します。 年 月 日 氏名 印 豊島区長 あて</p> <p style="text-align: right;">記名・押印に代えて署名することができます。</p>					

事務処理欄	証回収日	児扶証書(/) ・ 親証(/)	送付年月日	年 月 日
	必要書類 不備 提出日		必要書類 不備 提出日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本(本人・児童) ・ 健康保険証(本人・児童) ・ 所得証明書(本人・扶養) ・ 外国人登録記載事項証明書(本人・児童) ・ 外国人登録証明書(本人・児童) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育費等に関する申告書 ・ 別居監護申立書 ・ 住民票 ・ 在学証明 ・ 民生委員調査書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同住所検索 ・ 不現住申立 	
備考	受付者			

児童育成手当受給資格消滅通知書			
氏 名		認 定 番 号	第 号
住 所			
受給資格がなくなった理由			
受給資格がなくなった日	年 月 日		
<p>あなたの児童育成手当の受給資格が、上記のとおり消滅しましたので通知します。</p> <p>この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">豊島区長 印</p>			

別記第13号様式(第18条関係)

未支払児童育成手当請求書

死亡者	氏名			認定番号	第 号
	住所			死亡した日	. .
請求者である児童	氏名				
	住所	電話 ()			
請求の内容	支払期間	年	月分から 月分まで	請求金額	円
払渡希望金融機関	名称			口座番号	
備考					
<p>児童育成手当未支払額を、上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者氏名 ㊟</p> <p>豊島区長</p>					

◎記名押印に代えて署名することができます。

児童育成手当支給者台帳

認定番号	受給者氏名		年	月	日生	住所	配偶者の有無													
連絡先	勤務先	金融機関																		
住基コード	携帯	口座番号	口座種別	名義人																
請求日	支給開始年月	転出	支給停止																	
認定日	支給手当月額	円	消滅	本籍	国籍															
支給要件児童	#	氏名	続柄	生年月日	対象区分	区分	同居別居	住所	該当事由該年月	非該当事由非該年月日										
所得状況	年分	所得区分	年金	所得額	控除後所得額	扶養	老人	特定	障害	特障	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	配偶特別控除	障	特障	老	寡	勤	特寡
支払状況	年度	一期(10月期)		二期(2月期)		三期(6月期)		備考												
		金額	支払年月日	金額	支払年月日	金額	支払年月日													

請 求 者	(ふりがな) 氏名		住 豊島区		支 払 希 望 金 融 機 関	名 称		口 座 番 号							
	生 年 月 日		方 電 話 ()			支 店									
	明治 大正 昭和					支 店 (. . . 変更)									
						支 店 (. . . 変更)									
家 族 欄	氏 名		続 柄	生 年 月 日	同居・別居 の	住 所	勤務先又は 在 学 校	障害の 有 無	当初 変 更 年 月	非該当年月日	非該当理由				
				昭 和 平 成	同・別			有・無	育・障 育・障	・	・				
				昭 和 平 成	同・別			有・無	育・障 育・障	・	・				
				昭 和 平 成	同・別			有・無	育・障 育・障	・	・				
				昭 和 平 成	同・別			有・無	育・障 育・障	・	・				
勤 務 先 又 は 職 業		電 話 () 内 線				平 成	所 得 金 額	円	扶 養 親 族 等 の 数		人				
障 害	氏 名		種 別	等 級	番 号	育 成 手 当 種 別	イ ロ ハ ニ	ホ ヘ ト チ	平 成	控 除 額	円	うち老人控除対象 配偶者及び老人扶 養親族合計数	人		
									年 分	差 引 所 得 額	円		談 渡 所 得	有・無	人
									認 定	受 付 確 認 年 月 日	支 給 開 始 年 月		平 成	・	人
手 当 受 給 状 況	児 扶		備		消 滅 年 月 日		平 成	・	・	認 定 年 月 日	手 当 月 額	円			
	特 児						平 成	・	・	額 改 訂	平 成	・	人	円	
	児 手						消 滅 事 由	額 改 定	平 成	・	・	人	円		
	Ⓢ		考					額 改 定	平 成	・	・	人	円		

区 分		年 度		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
現 況	届 出 年 月 日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	前 年 の 所 得 額	円		円		円		円		円		円		円	
	扶 養 親 族 等 の 数	人		人		人		人		人		人		人	
	育 成 手 当	児 童 の 数	人		人		人		人		人		人		人
届	障 害 手 当	月	額	円		円		円		円		円		円	
		児 童 の 数	人		人		人		人		人		人		人
	月	額	円		円		円		円		円		円		円
支 払 金 額	10 月 期	支 払 年 月 日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		支 払 金 額	円		円		円		円		円		円		円
	2 月 期	支 払 年 月 日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		支 払 金 額	円		円		円		円		円		円		円
	6 月 期	支 払 年 月 日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		支 払 金 額	円		円		円		円		円		円		円
変 更 支 給 月 額	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	年 月 円	
備 考															

別記第1号様式（第8条関係）
（平27規則99・全改）

別記第1号様式の2（第8条、第14条関係）
（平29規則64・追加）

別記第1号様式の3
（平30規則82・追加）

別記第2号様式（第9条第1項関係）
（平28規則58・全改）

別記第3号様式（第9条第2項関係）
（平28規則58・全改）

別記第4号様式（第11条関係）
（平27規則99・全改）

別記第5号様式（第11条第2項・第17条第2項関係）
（平28規則58・全改）

別記第6号様式（第11条第3項関係）
（平28規則58・全改）

別記第7号様式（第13条関係）
（平28規則58・全改）

別記第8号様式（第14条関係）
（平25規則52・全改）

別記第9号様式（第15条第1項関係）
（平27規則99・全改）

別記第10号様式（第15条関係）
（平27規則99・全改）

別記第11号様式（第16条第1項・第2項関係）
（平25規則52・全改）

別記第12号様式（第17条第1項関係）
（平28規則58・全改）

別記第13号様式（第18条関係）
（平25規則52・全改）

第14号様式（第20条関係）

(平25規則52・全改)

別記第15号様式 (第20条関係)

(平16規則31・旧別記第14号様式繰下・全改)